

小川富也税理士事務所だより

所得税及び復興特別所得税の確定申告

▼2月16日（金）～3月15日（金）▲

【令和5年分】

令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の時期となりました。相談及び申告書の受付は、令和6年2月16日から同年3月15日までとなっています。

必要書類等のご用意はお早めに――。

12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに對する所得税及び復興特別所得税を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に生じた過不足を精算する手続です。課税される所得は、事業所得、不動産所得、利子所得、譲渡所得、一時所得、山林所得、退職所得に分類されます。

各種の所得の合計額から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。

課税される所得金額に税率を乗じて、所得税額を求めます。

所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を差し引きます。

給与所得者は、通常「年末調整」により所得税及び復興特別所得税が精算されるため申告は不要です。

しかし、次の計算において残額があり、さらに①～⑥のいずれかに該当する場合には所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要です。

③ 給与を2か所以上から受けいて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかつた給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える

④ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利息、賃貸料、使用料などの支

子を受けた

⑤ 給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徵収猶予や還付を受けた

⑥ 在日の外国公館に勤務する人や家事使用人などで、給与の支払を受ける際に源泉徴

收されないこととなつてゐる

① 給与の収入金額が2000万円を超える
② 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える
③ 給与を2か所以上から受けいて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかつた給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える
④ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利息、賃貸料、使用料などの支

ゼブラ企業



ゼブラ企業とは、利益を出しながら社会貢献を目指す企業のこと。企業として持続的な繁栄を維持しつつ社会との共存共栄を図り、全てのステークホルダーが利益を享受できるよう組織を目指す企業を指し、近年のスタートアップ企業に多くみられる。

短期的な急成長と高い時価総額の獲得を目指すスタートアップ「ユニコーン企業」へのアンチテークホルダーが利益を享受する企業が重視される。企業利益と社会貢献という相反する要素の両立を目指すことから、白黒模様の「ゼブラ」（シマウマ）に例えられている。

編集発行人
税理士・行政書士
小川富也

〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

●公取委が公表した指針のポイント●

発注者

- 定期的に人件費の転嫁について協議
 - ▶協議を拒否したり、協議なしで長年価格を据え置くことは独禁法・下請法違反のおそれ
- 経営幹部の関与
- 供給網全体で適切な価格を設定

受注者

- 交渉時に賃金上昇率など公的な根拠資料を示して交渉
- 希望する価格を発注者側に提示
- 交渉記録を作成し、双方で保管

両者

中小企業が人件費の上昇分を価格転嫁できる場合トップが関与することを求めています。受注者の下請け企業の転嫁状況など、サプライチェーン(供給網)全体を把握することや、受注者に適切な転嫁方法を提案することも求めています。

また、受注者と定期的に協議の場を設けるほか、受注者からの要望があつた場合は、これに応じることを要請しました。協議を拒否して支払額を長年低く据え置くと、優越的地位の濫用といつた独禁法上の違反行為や下請法の「買いたたき」行為による恐れがあるとしています。

■受注企業側の対応■

一方、受注者側にはまず、価格交渉の際に最低賃金の上昇率といった客観的な公表データを用いることや、それをもとに自らの希望額を示すことを行っています。全国の商工会議所など相談窓口の積極的な活用も呼び掛けています。

公取委は今後、受注者が匿名で協議を行わない事業者の情報を提供できるフォームを設置する方針です。

また、発注者と受注者の双方には代金法に基づき厳正に対処する方針を示しています。

行動指針では、発注者に対し、価格転嫁の判断は現場任せにせずに経営トップが関与することを求めていきます。受注者の下請け企業の転嫁状況など、サプライチェーン(供給網)全体を把握することや、受注者に適切な転嫁方法を提案することも求めています。

また、受注者と定期的に協議の場を設けるほか、受注者からの要望があつた場合は、これに応じることを要請しました。協議を拒否して支払額を長年低く据え置くと、優越的地位の濫用といつた独禁法上の違反行為や下請法の「買いたたき」行為による恐れがあるとしています。

この特別調査の結果では、ビルメンテナンス業及び警備業、情報サービス業、技術サービス業、映像・音声・文字情報制作業、不動産取引業、道路貨物運送業の6業種が特にコストに占める労務費の割合が高い業種であることがわかりました。こうした業種では、労務費の転嫁が進んでいないため、公取委は労務費の価格転嫁率の低い業種を中心に、今後周知活動を展開する方針です。



労務費の適切な転嫁へ —公正取引委員会

賃上げの実現に向けて、中小企業が人件費の上昇分を価格転嫁できるよう、公正取引委員会は、発注企業と受注する企業の双方に求められる行動指針を取りまとめました。発注企業に対し、定期的な協議を行うことや経営陣の価格転嫁への積極的な関与を促しています。そこで今号では公取委が公表した人件費の転嫁に向けた企業の行動指針について取り上げます。

公正取引委員会は、コスト構造において労務費の占める割合が高い業種を重点的な調査対象として、令和5年度独占禁止法上の「優越的地位の濫用に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」(特別調査)を実施しました。

特別調査の結果、コスト別の転嫁率(平均値)をみると、原材料価格(67.9%)やエネルギーコスト(52.1%)と比べ、労務費は30.0%と低く、原材料価格と比べ、労務費の転嫁は進んでいない現状が浮き彫りになりました。

また、発注者と受注者の双方には代金法に基づき厳正に対処する方針を示しています。

行動指針では、発注者に対し、価格転嫁の判断は現場任せにせずに経営トップが関与することを求めていきます。受注者の下請け企業の転嫁状況など、サプライチェーン(供給網)全体を把握することや、受注者に適切な転嫁方法を提案することも求めています。

また、受注者と定期的に協議の場を設けるほか、受注者からの要望があつた場合は、これに応じることを要請しました。協議を拒否して支払額を長年低く据え置くと、優越的地位の濫用といつた独禁法上の違反行為や下請法の「買いたたき」行為による恐れがあるとしています。

この特別調査の結果では、ビルメンテナンス業及び警備業、情報サービス業、技術サービス業、映像・音声・文字情報制作業、不動産取引業、道路貨物運送業の6業種が特にコストに占める労務費の割合が高い業種であることがわかりました。こうした業種では、労務費の転嫁が進んでいないため、公取委は労務費の価格転嫁率の低い業種を中心に、今後周知活動を展開する方針です。



■令和6年度税制改正大綱 賃上げ促進税制の延長・拡充 交際費課税特例の拡充など

政府・与党は「令和6年度税制改正大綱」を公表しました。「デフレ脱却と賃金の上昇を定着させるため、企業の賃上げを後押しする税制が延長・拡充されます。そこで今号では、中小企業関連の主な項目を中心に令和6年度税制改正大綱の概要を紹介します。」

■賃上げ促進税制の延長・拡充

除が可能に

賃上げをした中小企業が法人税の

中小企業（資本金1億円以下）		
要件	控除率（最大45%）	
雇用者全体の給与総額増加率+1.5%以上	新設	給与増加率×15%
縫越期間5年		
上乗せ①（賃上げ）	対前年度+2.5%以上	+15%
上乗せ②（教育訓練費）	対前年度+5%以上 (現行+10%以上) 緩和	+10%
上乗せ③（両立支援等）	「くるみん」または「えるぱし2段階目」の認定を受けた企業は+5%上乗せ 新設	

控除を受けられる賃上げ促進税制に、「縫越控除制度」が新設されます。具体的には、当期に控除できなかつた税額控除の額を、5年間にわたり繰り越せるという内容です。この改正により、現在は赤字企業である事業者にも、賃上げのメリットが生まれます。例えば、従業員全体の給与やボーナスの総額を前の年度より1・5%以上増やした場合、増額分の15%、2・5%以上増やした場合は、増額分の30%を法人税の納税額から控除することができます。

ただ、中小企業は赤字の事業者が多いため、減税の効果が及びにくく実行性が乏しいという指摘がありました。

このため基準を超える賃上げを実施したものの、その年に赤字となつた中小企業でも、最大5年間は減税

を繰り越せる措置が導入されます。

加えて、雇用環境の改善に向けて

以下2つの改正も行われます。

・子育てと仕事の両立支援、女性活

躍の推進に取り組んだ企業に控除率

を上乗せ

・教育訓練費を増加させた場合の上

乗せ要件の緩和

上記の改正により、中小企業向け

賃上げ促進税制の最大控除率は、現

行の40%から45%に上がります。

賃上げ促進税制の中に、従業員数

2000人以下を対象とする「中堅

企業枠」が創設されます。継続雇用

者の給与総額の増加率3%以上で税額

控除10%，増加率4%以上で税額

控除25%という従来の水準は維持さ

れます。

■交際費課税特例の延長（3年）・拡充（飲食費上限の引き上げ）

交際費を800万円まで全額損金算入できる中小企業向けの特例措置が3年延長されます。

また、交際費から除外される飲食費（1回1人あたり）の上限5000円が倍額となる1万円に引き上げられます。

■事業承継税制（特例措置）における特例

承継計画の提出期限の延長（2年）

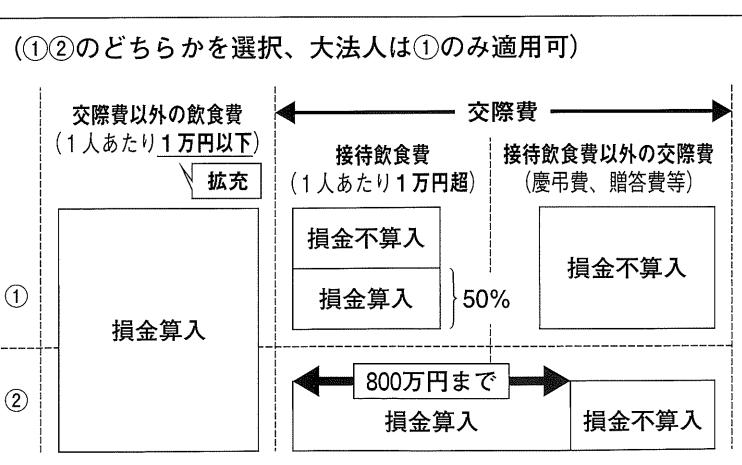
特例措置を活用するための前提となるエントリーシート（特例承継計

画）の提出期限が2年延長。新たな提出期限は2026年3月まで。

一方で、実際に承継を行う期限である2027年12月末については、「今後とも延長を行わない」旨が明記されています。

■少額減価償却資産の損金算入特例の延長（2年）

30万円未満の減価償却資産を取得した場合、年間合計300万円までを限度に、即時償却（全額損金算入）が可能な措置が2年延長されます。





義援金等に関する税務上の取扱い

～能登半島地震・災害関連情報～

国税庁はこの度、H.P.上に「令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様へ」と題し、災害に関する申告・納付等に係る手続や災害時における関連情報を掲載しています。今回はこの中から、法人が義援金等を支払った場合の税務上の取扱いについてピックアップしました。

・被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部等に対する義援金

法人が、被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部に対して支払った義援金は、「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金の額に算入されます。

・日本赤十字社等に対する義援金

法人が、日本赤十字社や社会福祉法人中央共同募金会等に対して支払った義援金については、その義援金が最終的に義援金配分委員会等に対して拠出されることが募金趣意書等において明らかにされているものであるときは、「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金の額に算入されます。

・被災地の救援活動等を行っているNPO法人に対する義援金

法人が、「認定NPO法人等に対する寄附金」として支払った義援金は、「特定公益増進法人に対する寄附金」に含めて損金算入限度額を計算し（特別損金算入限度額）、その範囲内で損金の額に算入されます。

・被災された取引先に対する寄附

法人が、被災した取引先に対し、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間において支出する災害見舞金は、交際費等に該当せず損金の額に算入されます。

・自社製品を被災者に提供した場合

法人が、不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金又は交際費等には該当せず、広告宣伝費に準ずるものとして損金の額に算入されます。（※これら取扱いは令和5年8月1日現在の法令等に基づきます。）

2月の税務と労務

一税務

★前年分所得税の確定申告

申告期間…2月16日から3月15日まで

★前年分贈与税の申告

申告期間…2月1日から3月15日まで

★固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付

納期限…2月中において市町村の条例で定める日

★1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

納期限…2月13日

★12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税）・法人住民税

申告期限…2月29日

★3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）

申告期限…2月29日

★法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）

申告期限…2月29日

★6月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）…半期分

申告期限…2月29日

★消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）

申告期限…2月29日

★消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（10月決算法人は2カ月分）（消費税・地方消費税）

申告期限…2月29日

一労務

★健保・厚保の保険料の納付

納期限…2月29日

賃上げを実現するために

賃上げ促進の方向性が打ち出されました。しかし、税制のみで賃上げが実現するものではありません。税制による後押しの有無にかかわらず、企業自らが生産性の向上に取り組む必要があります。▼収益力の向上を伴う循環的な賃上げを実現していくためには、自社商品やサービスの付加価値を向上させる工夫が重要です。賃上げは従業員のためだけでなく、自社のビジネス改善にもつながる側面もあるといえます。